

# 農業委員会からのお知らせ

## 養父市賃借料情報

昨年施行された改正農地法により、標準小作料が廃止になりました。

今後は、農業委員会が地域における賃借料の目安となるよう賃借料情報を提供することとなりました。

平成20年4月から12月までに締結（公告）された10 $\mu$ 当たりの賃貸料（小作料が有料）は次のとおりとなっています。最近は、使用貸借（無料）が多くなり、全体の約74 $\mu$ となっています。

賃借料情報【田（水稻）】 (円)

地区名	最高額	最低額	平均額	データ数	備考	
八鹿地区	小 佐	8,000	3,000	6,200	6	
	八 鹿	—	—	—	3	
	高 柳	10,000	8,000	8,800	19	
	伊 佐	10,000	4,000	7,400	13	
	宿 南	—	—	—	0	
養父地区	建 屋	—	—	—	2	
	三 谷	—	—	—	1	
	浅 野	8,000	3,000	5,800	16	
	広 谷	—	—	—	2	
	養 父	—	—	—	3	
大屋地区	口大屋	1,000	1,000	1,000	5	ほ場整備外の田
	大 屋	—	—	—	0	
	南 谷	—	—	—	0	
	西 谷	—	—	—	0	
関宮地区	大 谷	—	—	—	3	
	関 宮	8,000	3,000	7,100	27	ほ場整備外の田を含む
	出 合	7,000	3,000	4,100	11	
	熊 次	—	—	—	0	

※ データ数は、賃借料設定のあった筆数です。

※ 標準的な水準を算出するため、区分ごとに全賃借料データの数値  $\pm 70\%$  以外は除いています。

※ 金額は、賃借料が5筆以上ある場合に算出を行い、算出結果は四捨五入し、100円単位としています。

《参考》平成21年の標準小作料は、次のとおりです。 (10 $\mu$  当たり)

農地の区分	田				畑
	A	B	C	D	
標準小作料の額 (円)	8,000	6,000	3,000	1,000	1,000

※ 標準小作料は、水稻を作付けする場合の額で、平成20年4月1日から適用のものです。

※ 水利費については、貸し手と借り手双方の協議のうえ決定してください。

※ 不整形・小区画地等の耕作不利条件にかかる小作料については、状況に応じ貸し手と借り手双方の協議のうえ決定してください。（耕作不利条件等：不整形田、湿田、日照条件、水利・法畦畔等の管理条件、獣害条件等）

【お問い合わせ】 地区担当委員または農業委員会事務局

(☎ 664-1450、養父市ホームページ (<http://www.city.yabu.hyogo.jp>) から「農業委員会」で検索)